

居宅介護支援事業者 各位

居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の届出について

松原市高齢介護課

令和3年10月1日から、より利用者の意向や状態に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限にはつながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用の大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出する点検、検証の仕組みを導入することとなりました。

又、同一の高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検、検証を行うと共に、高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて介護保険のサービスが入居者の自立支援等につながっているのかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図るよう、居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出する点検、検証の仕組みを導入することとなりました。

つきましては、下記の1、2のAの要件を満たし当課から依頼があった事業所は届出書、居宅サービス計画書等のご提出をお願いします。また、届出いただいた居宅サービス計画書については、ケアプラン検討会議等の対象として、御連絡する場合がありますので、連絡があった場合は、あらためて御協力をお願いいたします。

記

1 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証の届出

A. 届出対象となる居宅サービス計画

令和3年10月1日以降に作成または変更を行った居宅サービス計画（軽微な変更を除く）のうち、厚生労働大臣が定める基準（1と2いずれにも）に該当するもの。

1. 居宅介護支援事業所の全利用者の区分支給限度基準額の総額に対して、サービス費の利用割合が7割以上
2. そのうち「訪問介護サービス」が利用サービス費の総額に占める割合が6割以上

B. 提出時期

市が通知した日まで。

C. 提出先

（持参の場合）松原市役所高齢介護課宛て提出書類BOXへ投函

（郵送の場合）〒580-8790 松原市阿保1丁目1番1号

松原市役所高齢介護課 認定係 適正担当

D. 提出書類

※全て複写でお願いします

- ① 居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン検証に係る居宅サービス計画の届出書
- ② アセスメント表（基本情報含む）
 - ・分析まで行ったもの
 - ・課題分析総括表活用している場合、御提出をお願いします。
- ③ 居宅サービス計画書第1表～第3表（署名の入ったもの）

- ④ サービス担当者会議の記録
- ⑤ 支援経過記録（市が指定した月）
- ⑥ サービス利用票・別表（直近から2ヶ月分）
- ⑦ 個別サービス計画書（利用したサービス事業所の計画書）
- ⑧ ケース概要

E. 手順

市から届出の依頼を受けた居宅介護支援事業所は指定されたケアプランについて、当該ケアプランの必要の妥当性を検討し、当該ケアプランにサービスが必要な理由等を記載し、当該ケアプランを市に届けます。

F. その他

今回の見直しは、あくまでもより良い居宅サービス計画とするための内容を是正、再検討を促すものであり、サービスの利用制限を目的とするものではありません。

2 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の届出

A. 届出対象となる居宅サービス計画

令和3年10月1日以降に作成または変更を行った居宅サービス計画（軽微な変更を除く）のうち、厚生労働大臣が定める基準（1と2いずれにも）に該当するもの。

- 1. 区分支給限度基準額の利用割合が一定以上
 - 2. 利用サービス種類とその利用割合が一定以上
- ※利用割合は当課で決定します。

B.~F. については、1 に準ずる。

3 参考

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(平成11年3月31日厚生省令第38号)

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第13条18の3 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならない。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(平成11年7月29日老企第22号)

(8) 指定居宅介護支援の基本取扱方針及び具体的取扱方針

㊸ 居宅サービス計画の届出（第18号の3）

居宅サービス計画に位置づけられた介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第66条に規定する居宅サービス等区分に係るサービスの合計単位数（以下㊸において「居宅サービス等合計単位数」という。）が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準（基準第13条第18号の3の規定により厚生労働大臣が定める基準をいう。）に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等を観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当である。このため、基準第13条第18号の3は、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものである。

届出にあたっては、当該月において作成又は変更（㊸における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとする。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画書とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言う。

なお、基準第13条第18号の3については、令和3年10月1日より施行されるため、同年10月以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届出を行うこと。